

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し（案）について

1 見直しの概要（案）

	現行	見直し後
対象医療	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 入院医療 「分子標的薬を用いた化学療法」「肝動注化学療法」による通院治療
月数要件	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>全ての保険医療機関において 肝がん・重度肝硬変入院関係医療により 高額療養費が支給される月が 3月以上</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>指定医療機関において 肝がん・重度肝硬変入院関係医療により 高額療養費が支給される月が 4月以上（※）</p> <p>助成対象</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">12月（助成対象となる月を含む）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 4月1日以降の令和3年4月1日以前に入院した患者</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>全ての保険医療機関において 肝がん・重度肝硬変入院関係医療により 高額療養費が支給される月が 2月以上</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>指定医療機関において 肝がん・重度肝硬変入院関係医療により 高額療養費が支給される月が 3月以上</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">12月（助成対象となる月を含む）</p>

2 保険医療機関における対応

- 入院医療に係る費用は窓口での現物給付（従来通り）
- 新たに助成対象となる通院医療に係る費用は全て償還払いとなるため、窓口での公費のレセプト処理は不要
- 窓口支払額について、参加者から依頼があれば医療記録票に記載する。

3 指定医療機関について

- 見直し後は①入院・通院医療を行う医療機関と、②通院医療のみを行う医療機関の2区分になる
- 通院のみを行う医療機関については、令和3年4月1日以降に新たに指定医療機関の手続きを行う（様式の配布も4月1日以降）。
- なお、令和3年3月31日までに指定を受けた医療機関は①入院・通院医療を行う医療機関とみなすため、再度の手続きは不要

4 見直しの時期

令和3年4月（予定）

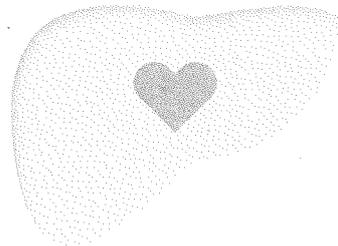
5 【参考】参加者証交付人数（京都府の実績）

	平成30年度 (12月～)	令和元年度	令和2年度 (～12月)
肝がん	1	8	4
重度肝硬変		1	
肝がん・肝硬変併発	1	3	1
合計	2	12	5

⇒ 制度見直しにより、対象者が年間150人（うち通院は30人）に増加見込み

(案)

B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。



治療3月目から
入院も
通院も*
自己負担
月1万円

医療費の助成には下記の条件があります

肝がん・重度肝硬変で入院又は通院*

条件
1

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であること等が条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記載してもらってください。

※ 通院は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」に係る医療費が対象です。

条件
2

一定額以上を窓口で負担

入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。

条件
3

参加者証の取得

条件1,2を満たした月が、過去12月で2月となった場合、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。）に「臨床調査個人票」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

条件
4

医療費の助成

条件1~3を満たした上で、過去12月で3月目以降となる高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

申請については都道府県、医療機関にご相談ください

(案)

「参加者証」の申請に必要な書類

チェックリスト

申請に必要な書類は、年齢によって変わります。
まず最初に申請される方の年齢を下記よりお選びください。

✓ 申請される方が70歳未満の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- 申請される方の住民票の写し
- 医療記録票の写し

✓ 申請される方が70歳以上75歳未満の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(所得区分が「一般」にあたる者を除く)
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類(所得区分が「一般」にあたる者)
- 申請される方の住民票の写し(所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し)
- 医療記録票の写し

✓ 申請される方が75歳以上の場合

- 臨床調査個人票と同意書
- 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し(所得区分が「一般」にあたる者を除く)
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類(所得区分が「一般」にあたる者)
- 申請される方の住民票の写し(所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し)
- 医療記録票の写し

記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめお住まいの都道府県にご確認ください。

肝炎情報センター(<https://kan-navi.ncgm.go.jp/index-s.html>)の「肝炎医療ナビゲーションシステム(肝ナビ)」から全国の指定医療機関を検索できます。

